

特許庁業務・システム最適化計画の具体的取組

特許庁は、最適化計画の推進に当たり、以下の具体的取組を進めていく。特に、システム構造の見直しを進めるに当たっては、最適化計画に基づき策定されたアーキテクチャ標準仕様、データ分析・データ統合方針等の成果物を活用する。

- 世界最高レベルの迅速かつ的確な権利の設定に不可欠なシステムの基盤整備
-) 特許出願等の全体進捗管理を可能とする案件管理拡充への対応【継続】
-) 特実における分類・検索キーの改正に関連する業務全般を円滑に行うためのシステム構築の検討【対応済】
-) 特許出願の非公開化に係る制度の円滑な運用に向けたシステム構築【新規】

情報発信力の強化と制度利用者の利便性向上

-) 産業財産権情報の提供に関する、API の提供【継続】
-) 手続に不慣れな中小企業・個人の権利消滅を防ぐため、権利維持に必要な特許料・登録料の納付期限通知【対応済】
-) 書面でのみ特許庁から発送されている書類のうち、優先度の高い手続のデジタル対応【新規】
-) 書面でのみ特許庁への申請が可能な手続について、原則全ての手続のデジタル対応【新規】

安全性・信頼性の高いシステム及び運用体制の構築

-) 業務の継続性を確保するシステムの構築（クラウドサービスの利用）の検討【継続】
-) 特許庁業務継続計画の不断の見直し【継続】

業務及び制度並びにシステム構造の見直しによるシステム経費の節減

-) 特実方式審査・特実審査周辺システム、審判システム、公報システム及び意商システムの刷新（特実方式審査・特実審査周辺システム、公報システムはリリース済み）【継続】